

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

本町では、マイナンバーカードの申請を随時受け付けしています。夜間窓口や郵便局での申請など、さまざまな取り組みを行なっています。

マイナンバーカードに関する問い合わせも可能ですので、ぜひこの機会をご利用ください。不明な点などがあれば、下記係まで問い合わせください。



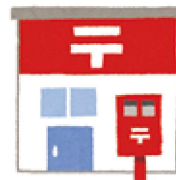
①郵便局でも申請できます

磯分内郵便局、虹別郵便局、塘路郵便局で、マイナンバーカード申請支援事務を行っています。無料で写真撮影や印刷を行い、申請がうまくいくようにお手伝いをしています。

まだ、お持ちでない方は、郵便局に行かれた際にお声掛けください。

○取扱日／月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

※祝日および年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除きます。



②どこにでも伺います

「申請したいけどよく分からない」「手伝ってもらおうにも役場や公民館には行けない」「聞きながら申請したい」など、マイナンバーカードを取得するのが難しい、役場にはなかなか行けない、何なら来てほしい！という方のために、2人以上のグループであれば、ご自宅・集会所など場所を問わず、どこにでも出向き、マイナンバーカードの申請サポートを行います。申請はインターネット経由で、当日は顔写真を無料で撮影します。マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得してください。

○申し込み／右記より申し込みください



申し込み

③商品券を贈呈します

本町では、令和4年7月22日以降に初めてマイナンバーカードを取得する方に対し、カード交付時に町内で使える商品券1,000円分を贈呈しています。令和6年3月末までにマイナンバーカードを取得された方が対象となりますので、お早めに申請ください。



問い合わせ／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口☎内線218）

正社員募集 牧場スタッフ

かわいい子牛たちを大切に育てるお仕事です♪



未経験者OK! 月給21～25万円(1年目の目安)

【勤務地】ノベルズ 標茶牧場（標茶町字ヌマオロ原野基線14番地10）
【時間】7:00～17:30（休憩1H、実働9.5H） 休日：4週7休制

昇給（年1回）、賞与（年2回）／社会保険完備／傷害保険／諸手当あり（通勤・家族・住宅・役職等）／資格取得支援・女性就労支援制度あり／自社ブランド牛の社内割引販売

お問い合わせ・応募書類の送付先

ノベルズグループ 帯広本社（採用担当） ☎ 0155-67-7501（電話受付 / 平日 8:00～17:00）
〒080-0013 帯広市西3条南9丁目23番地 ✉ hr@nobelsgroup.com ノベルズ 採用 検索

義援金・救援金受け付けのお知らせ

日本赤十字社では義援金・救援金を受け付けています。皆さんの温かいご協力をお願いします。

●**受付方法**／窓口での受け付けを希望される方は、下記係へご持参ください。銀行振り込みを希望される方は、下記係へ問い合わせいただくか、日本赤十字社ホームページをご覧ください。

●**問い合わせ**／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線133）

義援金・救援金名	受付期間
令和5年7月7日からの大雨災害義援金（福岡県、佐賀県、石川県）	3月29日(金)
ウクライナ人道危機救援金	3月31日(日)
バングラデシュ南部避難民救援金	
中東人道危機救援金	
アフガニスタン人道危機救援金	
イスラエル・ガザ人道危機救援金	12月27日(金)
令和6年能登半島地震災害義援金	

※海外救援金については、用途を指定しない「無指定海外救援金」を随時受け付けています。

高額介護合算療養費のご案内

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が支払った後期高齢者医療と介護保険の自己負担額1年間分を合算し限度額を超えた場合に支給されます。なお、支給を受けるためには下記係へ申請が必要となり、申請書は対象者へ3月下旬ごろに送付予定です。

■**自己負担額の計算期間**／令和4年8月1日～令和5年7月31日

■**自己負担限度額表**／

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	現役Ⅲ	212万円
		現役Ⅱ	141万円
		現役Ⅰ	67万円
2割	一定以上所得者	一般Ⅱ	56万円
一般	一般Ⅰ		
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

■**留意事項**／

- ・後期高齢者医療制度または介護保険いずれかの自己負担額が0円の場合は、支給対象となりません。
- ・計算された支給額が500円以下の場合、支給されません。

「現役Ⅲ」…住民税の課税所得が690万円以上の被保険者世帯

「現役Ⅱ」…住民税の課税所得が380万円以上の被保険者世帯

「現役Ⅰ」…住民税の課税所得が145万円以上の被保険者世帯(現役Ⅲ・Ⅱに該当しない医療費負担3割の方)

「一般Ⅱ」…住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる場合に「年金収入+年金以外の所得の合計額」が
 ・被保険者が1人の世帯→200万円以上
 ・被保険者が2人以上の世帯→320万円以上の医療費負担2割の被保険者

「一般Ⅰ」…住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない医療費負担1割の被保険者

「区分Ⅱ」…世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない被保険者

「区分Ⅰ」…世帯全員が住民税非課税で世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下）の被保険者、または高齢福祉年金を受給している被保険者

問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）、役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）